

成年後見制度利用支援助成金交付要綱について

1. 基本事項

成年後見制度利用支援助成金交付要綱（以下「要綱」と言う）は平成20年4月1日施行され、高齢者については、介護保険法第115条の45に基づき任意事業として、被保険者の地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的としている。また、障がい者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づく必須事業として、障害者の福祉の増進を図ること等を目的としている。

2. 経過

施行当初より、生活保護受給者は預貯金等の有無に関わらず交付の対象であった。そのため生活保護受給者は、多額の預貯金等を保有する場合についても、預貯金等に基準がないため上限額までは交付していた。生活保護受給者には最低限の生活を保障する基準額が支給されているにもかかわらず、多額の預貯金等を保有する場合についても交付対象となっており、事業を実施するにあたり疑義が生じていた。令和3年度より高齢福祉課と障がい福祉課で要綱について検討するとともに、他市の状況についても調査研究を行ってきた。

検討の結果、本事業は介護保険料や障がいの補助金を財源としており、公平性を保つ内容であることが必要であることも鑑み、相応の預貯金や資産がある方には負担をいただくことについて要綱に明記することとし、令和5年5月1日要綱の改正するに至った。

3. 令和5年5月1日付の改正内容

第4条 助成の対象者（2）生活保護以外の方へ、「世帯員全員が非課税」であり、「活用できる資産がないこと」という条件を追加し、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者という文言を追加した。

被後見人が報酬を被後見人の預貯金から支払って、手元に残る預貯金額の基準については以下の通りとした。

（生活保護の方） 在宅は 336,000 円、施設入所者は 216,000 円

（生活保護以外の方）生活保護の居宅生活基準額の6ヶ月分

Ex. 高齢者では概ね 40 万、障がい者は概ね 50 万

4. 課題

①生活保護の方の被後見人が報酬を被後見人の預貯金から支払って、手元に残る預貯金額について令和5年度の成年後見制度利用促進会議にて委員より、基準額が厳しすぎるという意見をいただいていた。

②定期収入がある方の取り扱いについて

預貯金額は後見人が家裁へ提出する財産目録に記載された金額を用いている。

たとえば、年金が入金された直後の預貯金額は一時的に高くなる。